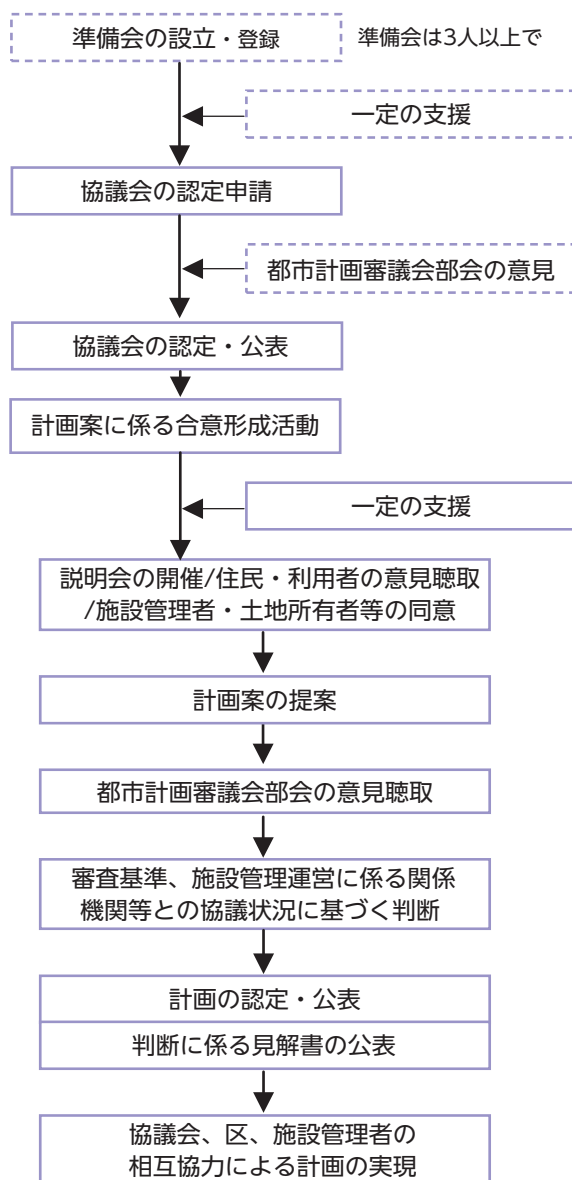


## ◇施設管理型地区まちづくり (第 29 条～第 33 条)

本条例では、住民主体の地区のまちづくりが進められるよう、公園、緑地などの施設について、地区住民や利用者が主体となった管理・利用に関する事項を定める計画（施設管理型地区まちづくり計画）に関する手続などを定めました。

### ●手続の流れ



### ●提案者

施設管理型地区まちづくり計画案は、認定された施設管理型地区まちづくり協議会が提案できます。

### ●協議会の認定要件

① 設立の目的が本条例の目的に即していること ② 計画の対象施設が決まっていること ③ 設立の目的について、施設の管理者・土地所有者等・利用者の理解を得ていること ④ 施設周辺の住民、利用者で構成されていること（周辺の住民が過半） ⑤ 施設周辺の住民、利用者の参加の機会が保障されていること ⑥ 代表者、会計等の役員や会則が決まっていること ⑦ 上記のほか区長が必要と認める要件を満たしていること

### ●計画案の提案要件

① 施設周辺の住民、利用者への説明会と十分な意見聴取  
② 施設の管理者・土地所有者等の同意

### ●計画の認定等

① P.7の審査基準および施設の管理運営に係る関係機関・団体との協議状況等により判断します。  
② 区は、計画を認定したときは公表します。  
③ 協議会、区、施設の管理者は、認定された計画の実現に努めます。

### ●準備会

当該施設を利用する住民等3人以上で準備会を設立し、区に登録すると、協議会設立のためのまちづくりの支援を受けることができます。